

四日市市農業センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第45号

四日市市農業センター設置条例の一部を改正する条例

四日市市農業センター設置条例（昭和32年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="316 741 699 775" style="text-align: center;"><u>四日市市農業センター条例</u></p> <p data-bbox="268 860 379 893" style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p data-bbox="220 920 817 1249"><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、四日市市農業センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="268 1335 379 1368" style="text-align: center;">（設置）</p> <p data-bbox="220 1395 817 1904"><u>第2条 農産物の展示栽培並びに農業従事者等の研修及び集会の場を提供することにより、農業の担い手を育成確保し、農業従事者の技術の向上及び農業の発展を図るとともに、市民が農業に触れる場を提供することにより、本市域の農業及び食育に対する理解の増進を図ることを目的にセンターを設置する。</u></p> <p data-bbox="268 1989 379 2022" style="text-align: center;">（位置）</p>	<p data-bbox="962 741 1409 775" style="text-align: center;"><u>四日市市農業センター設置条例</u></p> <p data-bbox="914 1335 1026 1368" style="text-align: center;">（設置）</p> <p data-bbox="866 1395 1463 1608"><u>第1条 本市域の農業振興を目的とし、農業技術の試験、研究及び指導を行うため四日市市農業センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="914 1989 1026 2022" style="text-align: center;">（位置）</p>

第3条 (略)

(事業)

第4条 センターは、第2条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農作物の生産振興に関すること。
- (2) 農業研修等による担い手の育成に関すること。
- (3) 6次産業化の取組に関すること。
- (4) 食育に関すること。
- (5) その他第2条の設置目的を達成するために必要な事業

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めたととき。

第2条 (略)

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、センターの使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) その他市長が管理上特に必要があると認めたととき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、別に規則で定める基準に従い、市長が特別の理由があると認めたとときは、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 第2条に規定する設置目的のために第1会議室又は第2会議室を使用する場合 免除
- (2) 災害時等特別の理由があると認め

た場合 減額又は免除

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。
ただし、市長が特別の理由があると
認めたときは、その全部又は一部を還
付することができる。

(特別設備等の許可)

第11条 使用者は、特別の設備を使用
しようとするとき、又は備付け以外の
器具を使用しようとするときは、あら
かじめ市長の許可を受けなければなら
ない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的
以外にセンターを使用し、又は使用の
権利を他に譲渡し、若しくは転貸して
はならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用が終わっ
たとき又は第7条の規定により使用を
停止され、若しくは使用許可を取り消
されたときは、直ちにその使用場所を
原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、センターの施設、
設備等を損傷又は滅失したときは、市
長の定めるところに従いこれを原状に

回復し、又はその損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 (略)

(委任)

第3条 (略)

改正後

別表 (第8条関係)

区分		使用料
<u>第1会議室</u>	午前	<u>午前8時30分から 正午まで</u> 1, 100円
	午後	<u>午後1時から 午後4時30分まで</u> 1, 100円
	夜間	<u>午後5時30分から 午後9時まで</u> 1, 650円
	全日	<u>午前8時30分から 午後9時まで</u> 3, 850円
<u>第2会議室</u>	午前	<u>午前8時30分から 正午まで</u> 1, 100円
	午後	<u>午後1時から 午後4時30分まで</u> 1, 100円
	夜間	<u>午後5時30分から 午後9時まで</u> 1, 650円
	全日	<u>午前8時30分から 午後9時まで</u> 3, 850円
<u>農産物加工室 (下処理室・準備室・ 前室・更衣室を含む)</u>	午前	<u>午前8時30分から 正午まで</u> 1, 320円
	午後	<u>午後1時から 午後4時30分まで</u> 1, 320円

	夜間	午後 5 時 3 0 分から 午後 9 時まで	<u>1, 8 7 0 円</u>
	全日	午前 8 時 3 0 分から 午後 9 時まで	<u>4, 5 1 0 円</u>

備考

- 1 午前及び午後を引き続き使用する場合は、午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで、午後及び夜間を引き続き使用する場合は、午後 1 時から午後 9 時までの時間帯とし、その使用料は、各時間帯の使用料の合計額とする。
- 2 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合は、使用料に 100 分の 100 を乗じて得た額を加算する。

改正前

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例（昭和 5 5 年四日市市条例第 1 5 号）は、廃止する。

(商工農水部農水振興課)